

(認定) 生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u>	<u>実施期間</u>
令和7年3月21日	令和7年3月 ～ 令和12年2月
<u>申請者（代表者）</u>	<u>都道府県</u>
有限会社ソメノグリーンファーム	茨城県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u>	
責任者：染野 実	
生産部門担当者：石井洋祐（人員7名）	
販売部門担当者：杉山康弘（人員1名）	
☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ）	
☐ 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 水稲作の規模拡大に伴い、適期の栽培管理を実施するために、小型のドローンを活用した防除などを行っている。しかし、散布の効率が悪いため、農地の集積・集約化と団地化した圃場での品種による作期の分散を図るとともに、大型ドローンを活用した直播や防除を取り入れる生産体系を導入し、生産性の向上を図る必要がある。	
対象品目	水稲
活用するスマート農業技術	大型ドローンを活用した直播、追肥、防除技術の導入
導入する新たな生産の方式	
☒ イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
☐ ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
☐ ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
☐ ニ	その他
（内容） 直播の適正品種の導入など、直播に適した栽培管理の導入 圃場の団地化と品種による作期分散	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 大型ドローンを導入して農薬散布や施肥作業の効率化を図るとともに、作期の異なる品種の導入及び団地化による適期管理面積の拡大によりドローンの作業効率を向上し、収量品質の向上を目指す。さらにドローン直播栽培を導入し、本栽培法に適した品種導入等、直播に適した栽培体系に変更することにより、省力化効果を高め、コスト削減を図る。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- ☐ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）